## 第 31 回 愛媛県都市計画地方審議会(日時:昭和 50 年 12 月 23 日)

### 第180号議案 松山広域都市計画道路の変更(愛媛県知事決定)

都市計画道路に1,2,2号久保下難波線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、1,2,2 久保下難波線、北条市河原字乙田、北条市下難波字天神分、(北条市辻字八郎)、約 6,370m、地表式、32m、国鉄予讃線と立体交差

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

#### 理由

松山広域都市計画区域の拡大にともなって幹線道路網について検討を行い将来の自動車保有台数の伸び 並びに経済交流の活発化に伴う交通量の増加に対処するため、国道 196 号北条バイパスについて都市計画 決定を行うものである。

# 第181 号議案 今治広域都市計画道路の変更(愛媛県知事決定)

都市計画道路に1,2,1号宅間長沢線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、1,2,1 宅間長沢線、今治市宅間字高津和、今治市長沢字弐反地、(今治市片山字曽根)、約 13,400m、地表式、30m、

内訳、今治市片山字高崎、今治市八丁字長ノ前、約860m、嵩上式、22~55m 今治市長沢字松ノ木、今治市長沢字樋之前、約530m、嵩上式、25~32m 約12,010m、地表式、22~56m、国鉄予讃線と立体交差、幹線街路宮脇片山線、 今治日高線及び蒼社橋日高線と立体交差、幹線街路と平面交差1ヶ所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

## 理由

一般国道 196 号線は、松山市を起点に瀬戸内沿岸を経由して今治市の中心市街地を縦断し、東予市に至る路線で、近年自動車交通量が著しく増加しており、今治市街地及び周辺部の交通停滞ともに交通事故の激増をきたしている。特に児童、生徒の登下校時は麻痺状態となる等大きな社会問題となっている。また、今後も交通量の増加が見込まれており、昭和 60 年には市域西部で約 31,000 台、中心市街地で 54,000 台、市域東部では約 27,000 台と推計されており、国道バイパスを都市計画道路として早急に計画決定し、都市交通体系の確立と公共の福祉の増進に寄与しようとするものである。

## 第 182 号議案 今治広域都市計画駐車場整備地区の決定(今治市決定)

都市計画駐車場整備地区を次のように決定する。

### 【面積、備考】

約 187.2ha

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

## 理由書

近年モータリゼーションの発展による自動車保有台数の増加と自動車交通の増大は、駐車施設、道路等

の交通施設の整備の度合いを大きく超えております。これが対策として、今治市においても本年 11 月を目標に都市総合交通規制が実施され、又この一環として市域中心部の路上駐車禁止の規制が実施されることとなります。このような規制措置と並行して、駐車場整備地区を指定し、効率的な駐車場整備の促進と道路の交通の円滑化をはかり、都市機能の維持増進に寄与しようとするものであります。

## 第183 号議案 今治広域都市計画特別工業地区の決定(今治市決定)

都市計画特別工業地区を次のように決定する。

### 【種類、面積、備考】

特別工業地区、約77ha、今治市特別工業地区建築条例、床面積500平方メートル以内、原動機出力22.5キロワット以内

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

今治市の繊維関係産業は、古い歴史を持つ地場産業であり、現在、事業所数はタオル製織約 400、その他糸染晒等関連事業所約 200 を数え、特にタオルは全国生産高の約 60%を占め、地域住民の経済、社会活動と密接なつながりをもっている。しかし、1 工場平均機械台数 20 台、平均床面積 700m² というタオル工業の零細性に見られるように、家内工業的な小規模工業が大部分を占めている。また、発展の経緯からして、既成市街地へ点在しており、経営の零細性、中高年労働力への依存度から、家庭内職の利用や小規模工場への分散傾向が強い。これらの状況の中で、昭和 49 年 1 月 18 日告示された新用途地域によっては、特別な目的からする土地利用の調整が困難なため、新用途地域指定の経緯を踏まえ、住居地域内において、既存の繊維関係工場や環境との調整をはかる中で、条例に基づいて特別工業地区内の繊維関係産業の用途に供する建築物の制限を緩和し、あわせて建築物の構造等を制限することにより、環境の保護をはかりつつ、地場産業である繊維関係工業の保護育成に関する土地利用の増進をはかるため、特別工業地区に関する特別用途地区を定めようとするものである。

## 第 184 号議案 松山広域都市計画公園の変更(松山市決定)

都市計画公園に第61号椿公園を次のように追加する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、摘要】

児童公園、61、椿公園、松山市居相町地内、約 0.10 ha、園路広場、遊戲施設、修景施設、休養施設、 管理施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

## 理由書

松山市における都市施設の配置を検討した結果、本案のように公園を配置決定し、もって児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図ろうとするものである。

## 第 185 号議案 川之江都市計画公園の変更 (川之江市決定)

都市計画公園に第4号山下公園を次のように追加する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、摘要】

児童公園、4、山下公園、川之江市川之江字花園山の地内、約 0.19 ha、園路広場、遊戯施設、修景施設、休養施設、管理施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

健全なる都市づくりと市民の慰楽に供するため、すでに開設済みの川之江都市計画第1号、第2号、第3号公園中に当市における公園施設の配置を検討し、第4号公園を加えて本案のように整備し、児童の健全な育成を願うものである。

## 第186 号議案 川之江都市計画下水道の変更 (川之江市決定)

都市計画新浜都市下水路及び大江都市下水路を次のように決定する。

- 1 下水道の名称:新浜都市下水路、大江都市下水路
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

新浜都市下水路、約35ha 大江都市下水路、約85ha 「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置(起点、終点)、区域(管径又は幅員、延長)、備考】

新浜幹線、川之江市妻鳥町字土手添、川之江市妻鳥町字四反地、1.5m×1.5m~0.08m、約170m 新浜1号吐口幹線、川之江市妻鳥町字七反地、川之江市妻鳥町字七反地、1.2m×1.2m、約10m 新浜2号吐口幹線、川之江市妻鳥町字藍浜、川之江市妻鳥町字土手添、1.4m×1.4m、約200m 大江1号幹線、川之江市川之江字大江、川之江市川之江字開田、1.9m~1.0m、約1,120m 大江2号幹線、川之江市川之江字中井地、川之江市川之江字塚田、1.1m、約310m 大江3号幹線、川之江市川之江字天野屋新開、川之江市川之江字大新開、1.0m、約140m 大江1号幹線、川之江市川之江字大江地先、川之江市川之江字大江、1.9m~1.9m、約50m 「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

名称、位置、敷地面積、備考 新浜ポンプ場、川之江市妻鳥町字土手添、1,950 m<sup>2</sup> 大江ポンプ場、川之江市川之江字大江、3,130 m<sup>2</sup> 「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

本市における下水道は、昭和 42 年度完了の下分下水路に引き続き、昭和 48 年度より市街地中心部の一部 160 ha の公共下水道事業に着手し、現在整備中であるが、下水道基本計画区域の内未着手部分についてはめまぐるしい土地利用の変遷に伴う排水系統の不良による雨水浸水箇所が急増した。よってこれに対すべく下水道基本計画の一環として、特に急務とする地域の雨水排除対策として新浜及び大江都市下水路を川之江都市計画下水道に追加計画し、本案のごとく整備するものである。

会議録(幹事説明及び質疑:一部抜粋)

第 180 号議案

委員:立体交差の時期はいつか。また交差方式はどのようになるか。

幹事:こちら(湯山北条線、北条市久保地区)の方は道路が線路の下を通り、右側(北条市下難波地区)の立体交差は線路をまたぐ方式です。時期については、建設省四国地方建設局松山工事事務所長の〇〇さん(四国地方建設局長の代理として出席中)よりお聞かせ願います。

所長:まだ確定しておりませんが、昭和55~56年ころから話を始める予定です。

幹事:左側の立体交差についても、55、6年ころの予定と聞いております。

### 第 181 号議案

委員:この路線と将来本四架橋とのつながりをどのように考え、同対応していくのか。

幹事: 今治インターチエンジとアクセスできるように考えているが、具体的に絵を描いて説明できる段階ではまだない。

委員:用地買収について架橋とも関連があるので、公団とも前もって打ち合わせる必要があるのではないか。また宅間地区の者がこの路線に反対していると聞くが、どう対応するか。それに頓田川より東の長沢地区は、路線、鉄道によりうなぎの寝床のようになり営農に障害があるということで、路線の変更について建設省松山工事事務所に要請していると聞くが、どのようなことなのか。

幹事:長沢地区については、計画決定にあたって大きな反対とは受け止めてないが、工事実施段階でいろいる検討したい。宅間地区の反対については承ってない。

所長:宅間地区は現地説明等の際、聞いた意見によれば、家屋の連坦している地区より山側を拡幅せよとのことであり、検討したが、現在の国道との接点を勘案した結果、宅間地区が、市街地状況、地形状況から計画上適切と考えました。山側に寄せることについては、河川、池等もあり、また交通安全上の点からも本案が適切と考えて説得しております。まだ全員の賛成は得ておりませんが努力していきたい。長沢地区については、耕地も少なく、鉄道をまたぐ関係上、用地がよけい必要だが、用地巾をなるべく少なくする等の策を講じています。今後十分説明していきたい。

委員:(桜井駅付近を指して)あの付近で道路を曲げる必要はないのではないか。また交差については、山のトンネルの上を通すなど、ここで結論を得ようとは思わないが、種々の方法があるのではないか。また説得してしまうという姿勢ではなくて、もっと住民と相談するべきだ。このような気持があるのか。

所長:宅間地区については、さらに地元の意見を聴いてやっていくことにしたい。長沢地区の方は、山の関係等からこのように曲っているわけであり、この方が沿道の利用等地元にとってよいと思う。施工は 西の方からしていきたいが、まだまだ施工については検討の余地があるので検討させていただきたい。

委員:本案件についての採決は、私は反対ではないが、留保したい。

委員:鉄道との交差は実施設計の段階でなるべく鋭角にならないようお願いしたい。

幹事:設計段階で十分相談していきたいと考えている。

委員:一度計画決定しても、いろいろな事情が出てきた場合は変更できるか。

幹事: 時の流れ、人の流れにより事情が変われば、この審議会にはかり、また変更していただくことになる。

### 第 186 号議案

委員:浄化施設は設けないのか。単に集めて排水するだけか。

幹事:都市下水路は雨水を対象とし、家屋の浸水を排除するのが目的で、公共下水道と異なり、浄化施設 は必要ない。

委員:工場排水の下水路とならぬよう十分注意するよう希望したい。

# 第32回 愛媛県都市計画地方審議会(日時:昭和51年1月19日(常務委員会、持ち回り))

## 第 187 号議案 特殊建築物の敷地の位置

次の特殊建築物施設の敷地の位置については都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

水産物産地流通加工センター、八幡浜市、8,384m<sup>2</sup>、3,185.2m<sup>2</sup>、鉄骨スレート葺、設置者、八幡浜市長「位置及び区域は別図のとおり」

## 理由

同地には昭和 23 年度より既設の魚市場 2,080 m<sup>2</sup> があり、これを海側へ拡張するもので、周辺も市場関係者が多数であり、反対意見もなく、また用途上も準工業地域であるので、支障ないと認められる。

# 第33回 愛媛県都市計画地方審議会(日時:昭和51年3月8日(常務委員会、持ち回り))

## 第 188 号議案 特殊建築物の敷地の位置

次の特殊建築物施設の敷地の位置については都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

焼却処理施設、川之江市川之江町長須番所 73、1,019.95m²、30.77m²、鉄骨造、設置者、川之江市〇〇「位置及び区域は別図のとおり」

## 理由

同地は、用途地域指定区域外で、1日当たり140kgの主として古タイヤを年間約200日焼却の予定である。施設は最新式の無煙、無臭の炉で耐用年数約5年であり、5年後には大江埋立地へ移転する予定なので、支障ないと認められる。

## 第 34 回 愛媛県都市計画地方審議会(日時:昭和 51 年 3 月 25 日)

### 第 189 号議案 松山広域都市計画道路の変更(愛媛県知事決定)

都市計画道路中1,3,5 号千舟町高岡線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、1,3,5、千舟町高岡線、千舟町1丁目、別府町、(千舟町7丁目)、約6,130m、地表式、28m、 国鉄予讃線と立体交差、伊予鉄高浜線と平面交差、幹線街路と平面交差 12 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

#### 理由

本路線は、中心市街地と西部臨海工業地域を連絡する唯一の幹線道路であり、昭和 40 年に計画決定し、 国鉄予讃線をループ式でオーバーしていたが、その後周辺の土地利用状況等を勘案し再検討の結果、国鉄 予讃線との交差を直線アンダー式とし、本案のように計画変更するものである。

# 第190号議案 松山広域都市計画道路の変更(松山市決定)

都市計画道路中2等大路第3類第13号末広町線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、2,3,13、末広町線、千舟町5丁目、室町1丁目、(末広町)、約980m、地表式、12m、幹線 街路と平面交差2箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

### 理由

県病院の新設にともない、地区周辺における自動車交通量の増大に対処するとともに、室町通りの円滑な交通処理を行うため再検討の結果、本申請書のとおり変更するものである。

\*今回の変更については、路線を約320m延長するものである。

#### 第 191 号議案 松山広域都市計画緑地の変更(愛媛県知事決定)

都市計画緑地に第7号、重信川緑地を次のように追加する。

【番号、名称、位置、面積】

7、重信川緑地、別紙のとおり、約755.0ha、都市環境緑地

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

松山広域都市圏において、公共緑地及び自然緑地の配置並びに都市の発展の動向を勘案すると、重信川は石手川緑地とともに自然緑地系統の枢要部であり、ここに本案のように配置決定し、今後において都市の良好な生活環境を確保、創造し、並びに屋外レクリエーション需要を分担させ、さらに都市防災対策上の観点からも整備と保全をはかり健全な都市の発展に資するものである。

### 別紙

## 位置

松山市西垣生町、市坪町、東垣生町、余戸町、古川町、井門町、森松町、南高井町及び大橋町並びに伊

予郡松前町大字北川原字岩ノ木、字北ノ川原、字松本、字柳ノ窪、字一丁地、字鶴田、字大割、字原端、字七宝及び字塩屋西、大字西高柳字下新田、字川中、字墓の下、字梅ノ木、字教願寺、字新開、字出合、字渡り南、字樋の西、字広塚、字構租投及び字新畑、大字上高柳字新鎌及び字古鎌、大字大間字赤渕、字鶴吉及び字神埼渕、大字中川原字這上、字新田、字横枕及び字新開並びに大字徳丸字北野及び字三島地並びに砥部町大字麻生、拾町、重光及び八倉並びに温泉郡重信町大字山之内、大字樋口、大字横河原、大字見奈良、大字田窪、大字牛渕、大字南野田、大字下林及び大字上村並びに川内町大字南方及び大字北方の地先重信川河川敷地並びに松山市西垣生町、東垣生町、余戸町、井門町、南高井町及び大橋町並びに伊予郡松前町大字北川原字大割及び字北ノ川原、大字西高柳字新畑、字教願寺、字渡り西、字渡り東、字外川原、字隅田、字樋の西、字新畑西、字土手の元及び構租投、大字上高柳字新鎌及び字古鎌、大字大間字神埼及び字赤渕並びに大字徳丸字北野並びに温泉郡重信町大字見奈良の地内

### (参考)

#### 重信川緑地市町別内訳

【市町名、自然緑地(存在)、公共緑地(利用)、緑地計】

松山市、267.0、40.0. 307.0

松前町、110.0、12.0、122.0

砥部町、53.3、1.7、55.0

重信町、196.4、23.6、220.0

川内町、29.7、21.3、51.0

計 656.4、98.6、755.0

#### 既決定緑地現況

# 【番号、名称、位置、面積】

- 1、石手川緑地、松山市石手川河川敷地、約69.2
- 2、久万ノ台緑地、松山市松ノ木2丁目他7町、約108.6ha
- 3、梅津寺緑地、松山市梅津寺町他3町、約67.3ha
- 4、弁天山緑地、松山市別府町他 3、約 109.8ha
- 5、かきつばた緑地、松山市大字井門、大字吉川、約 13.9ha
- 6、岩子山緑地、松山市北斉院町他1町、約19.0ha

計 約 387.8ha

## 第192 号議案 松山広域都市計画公園の変更 (愛媛県知事決定)

都市計画公園中第42号重信公園を廃止する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、摘要】

近隣公園、42、重信公園、松山市森松町地先、一級河川重信川河川敷の地内、約 1.2ha、運動広場、 修景施設、休養施設、運動施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

松山市の南部を東西に流れる一級河川重信川高水敷に、都市計画公園として重信公園を配置決定していたが、かねてより松山市外 4 町において同河川敷を総合的な都市計画に基づき有効な土地利用とかつ自然地の保全を図るため検討した結果、約 755ha を重信川緑地として配置決定するため、本案のように廃止するものである。

## 第193号議案 松山広域都市計画公園の変更(松山市決定)

都市計画公園中第37号森松公園及び大橋公園を廃止する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、摘要】

近隣公園、37、森松公園、松山市森松町地先、一級河川重信川河川敷の地内、約 0.9ha、園路広場、 休養施設、便益施設、修景施設、運動施設

児童公園、50、大橋公園、松山市大橋町地先、一級河川重信川河川敷の地内、約0.95ha、園路広場、遊戯施設「区域は、計画図表示のとおり」

## 理由書

松山市の南部を東西に流れる一級河川重信川高水敷に、都市計画公園として森松、重信、大橋の各公園を配置決定していたが、かねてより松山市外 4 町において同河川敷を総合的な都市計画に基づき有効な土地利用とかつ自然地の保全を図るため検討した結果、約 755ha を重信川緑地として配置決定するため、本案のように廃止するものである。

### 第194号議案 松山広域都市計画公園の変更(川内町決定)

都市計画公園中第49号茶堂公園を廃止する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、摘要】

児童公園、49、茶堂公園、温泉郡川内町大字南方 2202 番地先、約 0.97ha、園路・広場、防御施設(可動式) 「区域は、計画図表示のとおり」

## 理由書

本公園は、住民福祉と健全な川内町発展の一役を担って昭和48年に開園したが、今度関係市町(1市4町)並びに建設省等から、松山広域都市圏における良好な生活環境を確保すべく松山広域都市計画緑地の変更(重信川緑地の配置)が検討され、その決定が急がれていることから、重信川の高水敷を利用している本公園を廃止し、重信川緑地に包含して整備することにより、健全な都市の発展に資するものである。

### 第195号議案 松山広域都市計画公園の変更(松山市決定)

都市計画公園中第62号中村公園を次のように追加する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、摘要】

児童公園、62、中村公園、松山市中村町 3 丁目地内、約 0.06 ha、園路広場、遊戲施設、修景施設、 休養施設、管理施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

松山市における都市施設の配置を検討した結果、本案のように公園を配置決定し、もって児童の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図ろうとするものである。

### 第196号議案 今治広域都市計画公園の変更(今治市決定)

今治広域都市計画公園に第26号八町川原公園を次のように追加する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、摘要】

児童公園、26、八町川原公園、今治市八町字天皇、約 0.18 ha、広場施設、便益施設、遊戯施設「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

八町川原公園は都市計画道路丸田辻堂線(県道桜井山路線)と国道バイパス路線との中央部で蒼社川右岸より約250mの距離にある。この地区は、昭和45年 D.I.D.区域になり、昭和49年1月住居地域に指定される等、宅地化が急速に進んでおり、住民福祉のため、児童公園の整備が望まれる地区であるため、都市計画決定を行い、早急に整備しようとするものである。

## 第197号議案 広見都市計画緑地の決定(愛媛県知事決定)

都市計画緑地を次のように決定する。

## 【番号、名称、位置、面積】

1、奈良川緑地、広見町字近永及び大字永野市の地先、一級河川奈良川河川敷の地内、約 3.4ha、運動施設、修景施設、遊戯施設、便益施設、休養施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

第1号奈良川緑地は河川敷であるが近永市街部の中心に位置し、町民に親しまれる最高の場所であり、 また奈良川の清流と相まって町民の憩いの場として生活福祉の増進に寄与するため本案のように整備する ものである。

### 第198号議案 川之江都市計画道路の変更 (川之江市決定)

- 1 都市計画道路中 2,3,3 号西新町土居線を 2,3,3 号港通り井池線に名称を改め次のように変更する。 【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄 道等との交差の構造】
  - 幹線道路、2,3,3、港通り井池線、川之江市川之江町港通り、川之江市川之江町井池、(川之江市川之江町西新町)、約1,560m、地表式、12m
- 2 都市計画道路中 2,3,2 号井池金川線ほか 2 路線を次のように変更する。
  - 【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】
  - 幹線街路、2,3,2、井池金川線、川之江市川之江町井池、川之江市上分町城下、(川之江市金生町)、約 2,220m、地表式、12m、国鉄予讃線と平面交差、幹線街路と平面交差 2 箇所
  - 幹線街路、2,3,4、中村山田井線、川之江市妻鳥町中村、川之江市金生町山田井、(川之江市金生町)、 約2,780m、地表式、12m、幹線街路と平面交差2箇所
  - 幹線街路、2,3,5、川東城下線、川之江市妻鳥町川東、川之江市上分町北新町、(川之江市妻鳥町土居)、 約1,250m、地表式、12m、幹線街路と平面交差1箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

- 3 都市計画道路に 2,3,9 号土居中下線を次のように追加する。
  - 【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】
  - 幹線街路、2,3,9、土居中下線、川之江市妻鳥町土居、川之江市妻鳥町中下、(妻鳥町中下)、約750m、 地表式、12m

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

### 理由

一般国道 192 号線川之江バイパスの実施に伴い、当市における交通体系の確立をはかり、有効なる都市

機能を拡充するため、都市計画街路網を再検討した結果、本案のように計画街路網を変更するものである。

(I) 2.3.3 号港通り井池線の変更及び2.3.9 号土居中下線の追加

当初決定の2,3,3 号西新町土居線L=3610m のうち、起点より国道11 号までの区間L=1560m を2,3,3 号港通り井池線とし、残りの国道11 号線から終点までの区間のうち国道192 号線バイパスと重複した区間L=1100m を廃止し、その残る先線L=750m を2,3,9 号土居中下線として追加する。

(Ⅱ) 2,3,2、井池金川線の変更

当初決定区間のうち約 500m の間において 192 号バイパスが実施されるため本路線の終点位置をバイパスとの交差点までとする。

(Ⅲ) 2,3,5、川東城下線の変更

192 号線バイパスの実施により現決定との交差が鋭角となり、交通の処理が非常に困難となることが予想されるので、交点位置を変更した。よって本路線の終点位置を変更する。

### 第199号議案 伊予三島都市計画公園の変更(愛媛県知事決定)

都市計画公園中第5号伊予三島運動公園を次のように変更する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、摘要】

一般公園、5、伊予三島運動公園、伊予三島市中之庄地先、約 10.2ha、園路及び広場、運動施設、修 景施設、遊戯施設、休養施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

## 理由書

当運動公園は、本市の中央部に位置する中之庄海岸に中之庄海域埋立造成計画ができた時、その造成地に緑の中で各種のスポーツができ、市民の健康づくりとあわせて、スポーツによる情操教育及び憩いの場として計画したものである。昭和51年12月に造成工事の竣工の見通しのたった現時点で、当初計画の南側に0.2haを加え、これを主として駐車場にあて、市民に親しまれる運動公園として計画するものである。

### 第200 号議案 東予広域都市計画一団地の官公庁施設の変更 (愛媛県知事決定)

都市計画新居浜一団地の官公庁施設を次のように変更する。

名称:新居浜一団地の官公庁施設

位置:新居浜市繁本町及び一宮町1丁目

面積:約7.8 ha 配置の方針

公共施設

道路:【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線街路、前田多喜浜線、20m、234m、都市計画街路

区画街路、湊町繁本線、12m、280.5m、

区画街路、若水東筋線、6m、93.5m、

区画街路、繁本田所線、12m、152.5m、6m、86.0m

公園及び緑地:【種別、名称、面積、備考】

近隣公園、中央公園、0.54ha

7 0 11 0 1 11.14

その他の公共施設:

公益的施設

建築物:別紙計画図に表示

区域及び建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度並びに公共施設及び建築物の配置の方針は計画図表示のとおり。

#### 理由書

新居浜一団地の官公庁施設については、昭和36年12月18日建設省告示第2814号により都市計画決定を受け、市民要望に基づく図書館、大集会場(文化センター)等、施設の充実をはかってきたが、老朽化の激しい警察署0.5haについて、新営が内定し、今後の治安対策からみて現在地よりも市の中央部の大路に面した場所で機動力が最高度に発揮できるよう望む市民要望が強く、また現在の社会状況の変化に伴う所有車両も増え、敷地も手狭になり、現在地よりも広い敷地を必要とした等の理由により大路に面した場所に敷地の拡大がなされ、0.66haの規模として移転新営された。跡地について他の官公庁施設の集中を検討したが、位置的に港湾に接していなければならない施設、又集中すべき建築物については建築年次が新しく、しかも永久構造物であるため、集中すべき官公庁施設もなく、区域内の各施設も施設配置がなされており、土地利用上からも区域除外を行っても支障はない。

また市役所と水道局を分断する通路については同じ市の施設であり行政が一体のものであるため利用上不便であり、また利用者の交通安全対策の上からも通路を遮断して敷地を一体のものとして利用する。公園北側通路のついては法務局等の施設利用者の利便を図る。

## 第201号議案 土居都市計画汚物処理場の決定(土居町決定)

都市計画、土居町衛生センターを次のように決定する。

【名称(番号、汚物処理場名)、位置、面積、備考】

1、土居町衛生センター、宇摩郡土居町大字蕪崎 1841、約 0.5ha、能力 25kl/日新設「位置及び区域は別図のとおり」

#### 理由書

土居町の汚物(し尿)処理は、極めて原始的な埋蔵処理を行っており、保健衛生及び環境保全の上からも早急な処理施設の建設を要するので、将来の展望に立って汚物処理場を検討した結果、本案のように都市計画として決定するものである。

# 第 202 号議案 菊間都市計画汚物処理場の決定 (菊間町決定)

都市計画菊間町汚物処理場を次のように決定する。

【名称(番号、汚物処理場名)、位置、面積、備考】

1、菊間町衛生センター、越智郡菊間町大字浜字石坂及び大影の地内、約 1.4ha、能力 15kl/日新設「位置及び区域は別図のとおり」

#### 理由書

菊間町の収集された汚物(し尿)は、現在、和歌山県潮岬沖へ海上投棄を行っているが、この海上投棄については、和歌山県漁連より強い反対があり、いつ中止となるかわからない現状であるため、将来の展望に立って菊間町の汚物処理場を検討した結果、本案のように都市計画として決定するものである。

### 第 203 号議案 野村町都市計画用途地域の決定(野村町決定)

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、

外壁の後退距離の限度、備考(構成比%、面積構成、その他)

第1種住居専用地域、約6.5ha、8/10以下、5/10以下、5.6%

第2種住居専用地域、約14.5ha、20/10以下、12.5%

住居地域、約 79.5ha、20/10 以下、68.5%

近隣商業地域、約 6.0ha、20/10 以下、5.0%

商業地域、約 2.0ha、40/10 以下、2.0%

準工業地域、 約 7.5ha、20/10 以下、6.4%

合計 約 116ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

## 指定の理由

近年の経済文化の著しい発展により、野村町でもとくに中心部の都市計画区域の周辺地域では都市化現象が見られ、無秩序な建物の混在が進んでおり、将来生活環境が悪化してゆくことが予想される。このため、良好な生活環境の維持及びスムーズな生産活動を推進させると共に、第1次産業を中心とする農村都市としての発展と商工業開発計画をも考慮する中での土地利用計画を実現するため用途地域を指定し、地域の性格を明確にするとともに健全な都市づくりを目的として適正な制限のもとに地域環境の保全と育成を図るものである。

# 第204 号議案 東予広域都市計画公園の変更 (愛媛県知事決定)

都市計画公園中第3.3.1 号新居浜公園ほか4公園の種別および番号を次のように変更する。

## 変更後 (新)

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積】

近隣公園、3,3,1、新居浜公園、新居浜市新須賀町3丁目、約2.7ha

近隣公園、3,3,3、丹原中央公園、丹原町大字願連寺、大字今井、約2.0ha

- 一般公園、6.3.1、市民公園、西条市大町、約3.1ha
- 一般公園、6,3,2、西部公園、西条市氷見、約4.4ha
- 一般公園、7,7,1、滝の宮公園、新居浜市滝の宮町、西の土居町2丁目、大字金子字多喜ノ宮、北谷、 多喜谷及び御茶屋谷、約51.7ha

## 変更前(旧)

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積】

- 3、新居浜運動公園、新居浜市新須賀町、約2.7ha
- 一般公園、2、丹原中央公園、丹原町大字願連寺、大字今井、約 2.0ha

近隣公園、1、市民公園、西条市大町、約3.1ha

- 一般公園、2、西部公園、西条市氷見、約 4.4ha
  - 1、滝の宮公園、新居浜市金子、約 51.7ha

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 変更理由

新都市計画法が昭和 44 年 6 月施行になり、東予広域都市計画区域を昭和 48 年 12 月指定したのにともない、旧法で決定されていた公園の番号を今回統一すべく変更するものである。

## 第205 号議案 東予広域都市計画公園の変更 (新居浜市決定)

都市計画公園中第2.2.1号土橋公園ほか3公園の番号を次のように変更する。

#### 変更後 (新)

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積】

児童公園、2.2.1、土橋公園、新居浜市土橋2丁目、約0.63ha

児童公園、2,2,2、新田公園、新居浜市角野新田町1丁目、約0.29 ha

児童公園、2.2.3、喜光地公園、新居浜市喜光地町2丁目、約0.17 ha

近隣公園、3,2,2、中央公園、新居浜市繁本町、約0.5ha

#### 変更前(旧)

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積】

児童公園、3、土橋公園、新居浜市中萩町、約0.63ha

児童公園、4、新田公園、新居浜市角野町、約 0.29 ha

児童公園、5、喜光地公園、新居浜市角野町、約0.17 ha

近隣公園、6、中央公園、新居浜市字万願寺、約 0.5ha

一般公園、2、丹原中央公園、丹原町大字願連寺、大字今井、約 2.0ha

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 変更理由

新都市計画法が昭和 44 年 6 月施行になり、東予広域都市計画区域を昭和 48 年 12 月指定したのにともない、旧法で決定されていた公園の番号を今回統一すべく変更するものである。

### 第206号議案 東予広域都市計画公園の変更(西条市決定)

都市計画公園中第2,2,4号喜多川公園の名称を次のように変更する。

### 変更後 (新)

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積】

児童公園、2,2,4、喜多川公園、西条市喜多川、約 0.39 ha

# 変更前(旧)

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積】

児童公園、3、喜多川児童公園、西条市喜多川、約0.39 ha

「区域は、計画図表示のとおり」

## 変更理由

新都市計画法が昭和 44 年 6 月施行になり、東予広域都市計画区域を昭和 48 年 12 月指定したのにともない、旧法で決定されていた公園の番号を今回統一すべく変更するものである。

## 第 207 号議案 東予広域都市計画公園の変更(東予市決定)

都市計画公園中第2,2,5号壬生川公園ほか4公園の番号を次のように変更する。

#### 変更後 (新)

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積】

児童公園、2,2,5、壬生川公園、東予市壬生川、約0.30ha

児童公園、2,2,6、国安公園、東予市国安、約 0.35ha

児童公園、2,2,7、中城公園、東予市周布、約 0.41 ha

児童公園、2,2,8、大曲公園、東予市三津屋、約0.77 ha 児童公園、2,2,9、三津屋公園、東予市三津屋、約0.23 ha 変更前(旧)

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積】

児童公園、1、壬生川公園、東予市壬生川、約 0.30ha

児童公園、2、国安公園、東予市国安、約 0.35ha

児童公園、3、中城公園、東予市周布、約 0.41 ha

児童公園、4、大曲公園、東予市三津屋、約0.77 ha

児童公園、5、三津屋公園、東予市三津屋、約 0.23 ha

「区域は、計画図表示のとおり」

### 変更理由

新都市計画法が昭和 44 年 6 月施行になり、東予広域都市計画区域を昭和 48 年 12 月指定したのにともない、旧法で決定されていた公園の番号を今回統一すべく変更するものである。

## 第208号議案 東予広域都市計画緑地の変更 (愛媛県知事決定)

都市計画緑地中第10,7,1 号国領川緑地の番号を次のように変更する。

変更後 (新)

【種別、名称(番号、緑地名)、位置、面積】

10,7,1、国領川緑地、新居浜市南小松原町、東雲町1丁目、東雲町2丁目、東雲町、庄内町6丁目、 庄内町3丁目、庄内町2丁目、平形町及び新須賀町4丁目の地先河川敷及び水面、約65.5ha、

変更前(旧)

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積】

1、国領川緑地、新居浜市南小松原町、東雲町1丁目、東雲町2丁目、東雲町、庄内町6丁目、庄内町3丁目、庄内町2丁目、平形町及び新須賀町4丁目の地先河川敷及び水面、約65.5ha

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 変更理由

緑地の番号を公園と区分するため、「10」とし、以下規模別、一連番号の順に変更するものである。

#### 第 209 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更(愛媛県知事決定)

都市計画公園中第3,3,1号住吉公園ほか11公園の種別および番号を次のように変更する。

#### 変更後(新)

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積】

近隣公園、3,3,1、住吉公園、宇和島市住吉町、約2.7ha

近隣公園、3,3,3、愛宕公園、宇和島市野川、約 1.2ha

- 一般公園、5,8,1、第1号南予レクリエーション都市公園、津島町大字近家、約198.6ha
- 一般公園、5.7.2、第2号南予レクリエーション都市公園、津島町大字北灘、約58.8ha
- 一般公園、5,8,3、第3号南予レクリエーション都市公園、御荘町平城、城辺町、約185.2ha
- 一般公園、5,6,4、第4号南予レクリエーション都市公園、津島町大字近家、約32.0ha
- 一般公園、5,4,5、第5号南予レクリエーション都市公園、御荘町平城、約7.7ha
- 一般公園、5,4,6、吉田公園、吉田島町大字鶴間、約 4.3ha

- 一般公園、6,5,1、丸山公園、宇和島市丸穂町、伊吹町、和霊町、約 21.2ha
- 一般公園、7.7.1、黒岩山公園、宇和島市野川、約 64.4ha
- 一般公園、8,3,1、天赦公園、宇和島市御殿町、約 1.3ha
- 一般公園、8,5,2、城山公園、宇和島市丸ノ内、約 12.1ha

#### 現決定

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積】

- 2、住吉公園、字和島市住吉町、約 2.72ha
- 9、愛宕公園、宇和島市野川、約 1.24ha
- 一般公園、1、第1号南予レクリエーション都市公園、津島町大字近家、約198.6ha
- 一般公園、2、第2号南予レクリエーション都市公園、津島町大字北灘、約58.8ha
- 一般公園、12、第3号南予レクリエーション都市公園、御荘町平城、城辺町、約185.2ha
- 一般公園、17、第4号南予レクリエーション都市公園、津島町大字近家、約32.0ha
- 一般公園、18、第5号南予レクリエーション都市公園、御荘町平城、約7.7ha
- 近隣公園、2、吉田公園、吉田島町大字鶴間、約 4.3ha
- 一般公園、10、丸山公園、宇和島市丸穂町、伊吹町、和霊町、約 21.2ha
- 一般公園、11、黒岩山公園、宇和島市野川、約 64.4ha
- 普通公園、1、天赦公園、宇和島市御殿町、約 1.3ha
- 6、城山公園、宇和島市丸ノ内、約 12.11ha

「区域は、計画図表示のとおり」

### 変更理由

新都市計画法が昭和 44 年 6 月施行になり、南予レクリエーション都市計画区域を昭和 48 年 12 月指定 したのにともない、旧法で決定されていた公園の種別及び番号を今回統一すべく変更するものである。

## 第210号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更(字和島市決定)

都市計画公園中第2,2,1 号朝日公園ほか31公園の種別および番号を次のように変更する。

#### 変更後 (新)

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積】

児童公園、2,2,1、朝日公園、宇和島市朝日町、約0.13ha

児童公園、2,2,2、御浜公園、宇和島市丸ノ内、約0.24 ha

児童公園、2,2,3、灘公園、宇和島市朝日町、約0.14ha

近隣公園、3,3,2、和霊公園、宇和島市和霊町、約0.7 ha

## 現決定

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積】

児童公園、3、朝日公園、宇和島市朝日町、約 0.13ha

児童公園、7、御浜公園、宇和島市丸ノ内、約0.24 ha

児童公園、8、攤公園、宇和島市朝日町、約 0.14ha

近隣公園、4、和霊公園、宇和島市和霊町、約 0.7 ha

「区域は、計画図表示のとおり」

## 変更理由

新都市計画法が昭和 44 年 6 月施行になり、南予レクリエーション都市計画区域を昭和 48 年 12 月指定

したのにともない、旧法で決定されていた公園の種別及び番号を今回統一すべく変更するものである。

# 第211号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更(吉田町決定)

都市計画公園中第2,2,4 号喜佐方公園及び2,2,5 号吉田児童公園の番号を次のように変更する。

#### 変更後(新)

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積】

児童公園、2.2.4、喜佐方公園、吉田町大字河内、約 0.50 ha

児童公園、2,2,5、吉田児童公園、吉田町大字東小路、西小路、約0.25 ha

#### 変更前(旧)

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積】

児童公園、1、喜佐方公園、吉田町大字河内、約 0.50 ha

児童公園、3、吉田児童公園、吉田町大字東小路、西小路、約0.25 ha

#### 変更理由

新都市計画法が昭和 44 年 6 月施行になり、南予レクリエーション都市計画区域を昭和 48 年 12 月指定 したのにともない、旧法で決定されていた公園の種別及び番号を今回統一すべく変更するものである。

## 会議録 (質疑のみ)

第 189 号議案

委員:工事着工の予定年度はいつか。

幹事:何年度着工までは決まっていません。

委員:早めに協議願いたい。

幹事:技術的な解析の概略のつめは行っていますが、いずれ関係機関には協議を行わなければならないと 考えております。

委員:鉄道高架推進協議会の構想とこれはどのような関係か。

幹事:鉄道高架になる場合でもアンダーであれば投資規模の面でも安くつきます。なお、この部分の鉄道 高架は、事務的優先順位は最後になっております。

委員:この問題と鉄道高架は全体的都市構造との関係で緊密な関係であるので県の将来の構想をかみ合わせて聞きたい。

幹事:協議会では将来のあるべき姿 5 案を出したが、どの方法をとるかは市を中心に県も一緒に考える必要があります。この部分についてはいつまでもループにしておくことは土地利用上問題があるのでアンダーにしたわけです。

議長:鉄道高架推進協議会では第2案が妥当であろうということになったが着工には松山市、伊予鉄、国 鉄など当事者の意思が重要で協議会を改組してもっと具体的に審議する方向も出てきた。鉄道高架 になれば平面交差でもよいので、実際的には鉄道高架の進み方を見てループの所をどうするか考え なければならないと考えております。

委員:この問題を高架推進の方向に進めてもらいたい。

#### 第 191 号議案

委員:都市計画公園と都市計画緑地との補助率など違うことがあるか。

幹事:今の制度では同じ。ただし、施設については、緑地では金のかかるものは出来にくい。

委員: 重信橋の右岸のゴルフ場は従前通りか。

四国地建松山工事事務所長:河川環境の整備事業として、都市計画決定して市の管理公園にしてもらうため、50年度から工事を進めており、ゴルフ場は九谷大橋の上下流に移転させて存続させることで現在造成工事をしている。

委員:九谷大橋上下流については緑化計画に支障はないか。今後さらにこのような問題が起こった時はど う処理するか。

松山工事事務所長:九谷大橋の上下流は高水敷に民地が多く、河川管理者としても、すべて取りしきることはできず、又現在公園にすることも困難であり、芝生公園という位置づけをして将来公益的に利用させる予定です。

委員:新しく同じような考え方、条件で占用申請があれば、どう扱うつもりか。

松山工事事務所長:公益法人からの申し込みで、治水に支障がなく、公益になれば、必ずしも許可しないことはない。

#### 第 198 号議案

委員:国道192号のバイパスは立体交差になるのか。

幹事:立体交差にして現在工事が進んでいる。

委員:国道11号バイパスの都市計画決定はどうなっているか。

松山工事事務所長:これについては、住民との協議をしているので、その後御審議願うことになる。

### 第 201 号議案

委員:新聞報道によると、この場所は町有地ではなく、公有水面であり、手続き上埋立免許がいるのではないかと訴訟が出ているが、都市計画上支障がないということだけで決定するのはどうか。

幹事:河川管理者とも協議し、町有地ということで打ち合わせを終わっている。

幹事:埋立をしないでいける町有地の部分に限定しているはずである。

委員:訴訟中の土地は現在の処理場と重なっていないと承知しているがどうか。

幹事:明治23年ころの野取図が現地と照合した結果正確であり、それにより町有地であることが間違いなく、町有地と決定した。裁判は、この決定前に話が出ていたのではないかと思う。

委員:訴訟されている地域と今審議している地域は別のものか。

幹事:別のものです。

委員:処理場を設置することはやむを得ないものであるが、関係住民の説得を誠意をもってするよう指導 願いたい。

#### 第 202 号議案

委員:すぐ下に池があるが、これとのかかわりあいはどうか。

幹事:管路で菊間川に出すことになっており、池には影響がないようになっている。

### 第 203 号議案

委員:野村町に準工業地域は必要なのか。

幹事:新しい企業誘致の地所を確保したいとの町の意見及び他の都市の例を参考に決めました。

委員:現在あるのはコンクリート工場等ぐらいではないのか。準工では住居を建てるとき困るのではない

か。

幹事:住居は支障なく建てられますし、建蔽率も関係ありません。

委員:準工がこの地域にどうしても必要なので都市計画決定するのか、あるいは用途地域の決定に準工は

決めなければならないから決めるのか、どちらか。

幹事:その両方の意味があります。

委員:遅れて途中から来たが、第190号議案の末広町線は約1年半の今までのいろいろな経過を踏まえて、 土地所有者の意見を最大限取り入れられるようお願いする。

## 第35回 愛媛県都市計画地方審議会(日時:昭和51年7月27日)

### 第212 号議案 今治広域都市計画公園の変更(愛媛県知事決定)

- 1 都市計画公園中第2号天保山公園、第7号運動公園、第8号浅川公園及び第9号海岸公園を廃止する。
- 2 都市計画公園中第2,3,5 号浅川緑道公園ほか4公園を次のように変更する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、備考】

- 児童、2,3,5、浅川緑道公園、今治市大正町7丁目、本町7丁目、大新田字佐右ェ門新開、字五反地、 今治村字浅川、別宮字八石新田五反地、字五反地、石井字闇…新開、約3.24ha、番号変更
- 一般、6,4,1、大新田公園、今治市大新田字中通、字南新開、字塩台、字 1 反割、字鴨川、石井字北新開、字中新開、字元新開、約 7.6ha 、番号変更
- 一般、6,4,2、波方公園、波方町大字樋口字後、字宮脇、字宇佐郡、波方町大字波方字火ノ谷、字香ノ 頭、約 7.9ha 、番号変更
- 一般、7,6,1、浦手山公園、今治市桜井字向山、字浜江口、字浦手山、字蛭池谷、字平割、字亥ノ谷、字郷東、字前沖浦、約30.9ha、修景施設、遊戲施設、休養施設、便益施設、園路、広場
- 一般、8,4,1、吹揚公園、今治市通町3丁目、約6.7ha、番号変更

「区域は計画図表示のとおり」

3 都市計画公園に第 3,3,3 号鳥越池公園ほか 4 公園を次のように追加する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、備考】

- 近隣、3,3,3、鳥越池公園、今治市唐古台東3丁目、国分字高岡、約1.9ha、休養施設、修景施設、遊 戯施設、便益施設、園路、広場
- 一般、5,4,1、東村海岸公園、今治市大字喜田村字大浜、大字東村字浜、字浜新開、字浜新 畑、約9.3ha
- 一般、5,5,2、桜井総合公園、今治市桜井字浦手山、孫兵衛作字塔ヶ谷湯ノ浦、約 14.6ha、運動施設、 修景施設、遊戯施設、休養施設、便益施設、園路、広場
- 一般、7,5,2、鹿ノ子池公園、今治市町谷字寺山、字山田、新谷字寺山、字山田、字鹿ノ子、朝倉村古谷字梅ヶ谷、字カノコ、約 17.5ha、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、園路、広場
- 一般、8,4,2、市制 50 周年記念公園、今治市山路字下平、約 7.0ha、修景施設、休養施設、遊戲施設、 便益施設、園路、広場

「区域は計画図表示のとおり」

## 理由書

人口増加と都市化の進展、さらに社会的環境変化に対処し、公園緑地の量的拡大と適正な配置により、良好な生活環境の整備及び保全をはかるため、都市計画公園の計画変更が急がれるので、「今治市緑のマスタープラン」をふまえて総合的な観点から特殊、風致公園を中心として都市公園計画の見直しをするものである。なお、旧都市計画法にもとづいて計画決定された公園についても新都市計画法施行にともない、今回、公園番号の整理をしようとするものである。廃止、変更、追加の公園ごとの理由は次のとおりである。

1 廃止するもの

第2号天保山公園

天保山公園は、昭和23年当時海水浴場として利用されていた国有の砂浜及び民有宅地(3.74ha) を海岸利用に特殊な公園として計画決定し、昭和24年国有地の払い下げを受けたものであるが、蒼 社川河口に位置し、また潮流の関係等から海水浴場としてはその後危険区域となり、また港湾貨物 の取扱量の増大、貨客分離の要請等社会情勢の変化に伴い、昭和 41 年港湾審議会の議を経て蔵敷地区公共ふ頭計画(貨物港湾)が決定され、昭和 45 年着工、54 年竣工予定であり、公園予定地はふ頭用地に含まれることとなった。当該地域は港湾区域であり旧港に近接しており用途地域上も工業地域であることから、流通、加工等の土地利用が進み、現在 500m 圏の住居は約 90 戸と近隣居住人口は流出傾向をたどっている。廃止後の近隣住区に対する公園緑地の配置は、開設済みの御厩、有津屋両児童公園の利用、蒼社川左岸の河川敷の緑地化、工場緑地の確保等により対処し、また地域の特性を生かした海岸利用の特殊公園の配置は東村海岸公園及び浦手山公園、桜井総合公園等によって代替可能であります。以上の理由により本公園の廃止をしようとするものである。

#### 第7号運動公園

昭和 29 年 12 月決定の運動公園は計画当時大部分が農地であり、住宅立地は 20 戸程度であったが中心市街地に近いためその後宅地化が進み、昭和 37 年運動公園の整備に際しては計画位置から北へ約 700m の倉敷紡績跡地へ大新田公園(運動公園)として計画決定し、その後本件運動公園の計画位置には 200 戸を越える木造建築が立地し、また住宅地として地価も高騰し経済性及び住民の犠牲等計画実現性の面から計画が不適と考えられるので 1 部を児童公園として計画決定 (市決定) し、運動公園を廃止しようとするものである。

#### 第8号浅川公園

浅川公園は昭和 23 年主として砂地及び宅地からなる松林を有する海水浴場を中心に特殊な公園として計画決定されていたものであるが、南海大地震以後の地盤沈下から砂浜は狭小化し、高潮対策としてのパラペットの設置、更に海水の汚染等計画当時から地域の環境は著しく変化し、海岸利用の公園として実現は不可能となっているため、線的な緑化街路の整備により、住区住民の施設の確保をはかるものとして本計画を廃止しようとするものである。

#### 第9号海岸公園

昭和 23 年今治港の出入り口に当たる砂地、宅地 4.04 ha の漁港海岸地域を砂浜利用の海岸公園として計画したものであるが、その後高潮、高波対策として防波堤の築造、船揚場の整備等漁港施設が整備され、また出入り船舶の増加や市街化による海水汚濁、更に 230 戸に及ぶ住宅の立地等から環境条件は著しく変化しているので、緑のマスタープランに対応した計画見直しに際し、廃止しようとするものである。

## 2 変更するもの

#### 第7.6.1 号浦手山公園

浦手山公園は、し尿処理場予定地に隣接する耕地、林野、0.84 ha を買収し、近隣公園として整備するため計画決定済みであったが、し尿処理場計画が変更となる一方、国立公園特別地域に隣接する周辺一帯の土地利用の基本方針が良好な環境を生かした市民レクリエーション及び風致ゾーンとして方向付けがなされ、このため浦手山公園に隣接する国有地の払い下げを受け、内海の眺望地としての適地性を生かし、遊歩道、休憩施設、遊具等施設の整備により一体的な風致公園として住民利用に供するため計画変更をしようとするものである。

#### 3 追加するもの

#### 第 3,3,3 号鳥越池公園

唐子台及び古国分の近隣住区は、唐子台団地の整備に伴い急速に人口増加が進展しており、団地に隣接する鳥越池及び周辺を都市公園として整備し、あわせて環境を保全する必要があるので住区住民の近隣公園として計画決定しようとするものである。

#### 第5,4,1号東村海岸公園

市域の海岸線 19km のうち、中心部の港湾区域から南東側は白砂青松の海岸線であり、一部は国立公園特別地域に指定されているが、頓田川河口より以北の東村海岸は砂浜と背後の松林等自然環境上公園利用が望ましく、また今治市の公園緑地パターンの主要な要素ともなるので、海岸利用の特殊公園として計画決定しようとするものである。

#### 第 5,5,2 号桜井総合公園

桜井総合公園は中心市街地から約15分、市域のどの地区からも約30分で到達可能な桜井臨海丘陵地で、国立公園特別地域に隣接し、自然環境に恵まれた市有地を中心に計画するものである。運動、休養、遊戯、修景便益等の施設の整備により、都市基幹公園として総合的な利用に供し、更に区域内の勤労者福祉施設及び隣接の国立公園特別地域の優れた自然資源との一体的な利用に供し、住民の福祉の増進を図ろうとするものである。

#### 第7,5,2号鹿ノ子池公園

中心市街地より 5km、市域で最も大きい灌漑用湖沼であり、市域南部の朝倉村との境界に位置する鹿ノ子池とその周辺は、良好な水辺地として自然条件に恵まれており、植栽による緑化密度の向上をはかる一方、遊歩道、休憩施設等を整備して市域及び周辺郡部住民の利用に供するため風致公園として計画決定しようとするものである。

## 第8,4,2号市制50周年記念公園

浄水場に隣接した下平池を中心とした周辺丘陵地を利用し、市制 50 周年記念公園として、昭和 46 年市民の献木寄付と労力奉仕を受けて整備し、一部開設済みであり、「市民の森」として親しまれている。中心市街地に近く、市街化区域から 200m の位置にあり、周辺の環境上、植物の観賞、散策、教養等植物公園として計画決定を行い、一層の充実を期そうとするものである。

### 第213 号議案 今治広域都市計画公園の変更(今治市決定)

- 1 都市計画公園中第19号片原公園を廃止する。
- 2 都市計画公園中第2,2,1 御厩公園ほか15公園を次のように変更する。

## 【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、備考】

- 児童、2,2,1、御厩公園、今治市東門町3丁目、約0.65ha、番号変更
- 児童、2,2,2、蔵敷公園、今治市蔵敷町2丁目、約0.13 ha、番号変更
- 児童、2,2,3、日吉公園、今治市南宝来町1丁目、約0.45ha、番号変更
- 児童、2,2,4、弥生公園、今治市黄金町2丁目、約0.32 ha、番号変更
- 児童、2,2,6、波止浜公園、今治市波止浜字地堀、約 0.25ha 、番号変更
- 児童、2,2,7、蓮池公園、今治市末広町 4 丁目、約 0.16 ha 、番号変更
- 児童、2,2,8、別宮公園、今治市南大門町4丁目、約0.23 ha、番号変更
- 児童、2,2,9、大山祇公園、今治市別宮町3丁目、約0.15ha、番号変更
- 児童、2,2,10、慶応公園、今治市本町5丁目、約0.35ha、番号変更
- 児童、2.2,11、城南公園、今治市枝堀町1丁目、約0.12 ha、番号変更
- 児童、2,2,12、有津屋公園、今治市天保山町2丁目、約0.70 ha 、番号変更
- 児童、2,2,13、喜田村公園、今治市喜田村、約0.14 ha、番号変更
- 児童、2,2,14、美保公園、今治市美保町2丁目、約0.08 ha、番号変更
- 児童、2,2,15、八町川原公園、今治市八町字天皇、約 0.18 ha 、番号変更

近隣、3,2,1、森見公園、今治市別宮町2丁目、約0.7 ha 、番号変更近隣、3,2,2、辰の口公園、今治市通町1丁目、約0.5 ha 、番号変更「区域は計画図表示のとおり」

3 都市計画公園に第2,2,16 号片原海岸公園ほか7公園を次のように追加する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、備考】

児童、2,2,16、片原海岸公園、今治市片原町5丁目、約0.33 ha、広場施設、便益施設、遊戯施設 児童、2,2,17、唐古台北公園、今治市唐古台西1丁目、約0.15 ha、広場施設、便益施設、遊戯施設 児童、2,2,18、唐古台南公園、今治市唐古台東3丁目、約0.09 ha、広場施設、便益施設、遊戯施設 児童、2,2,19、唐古台西公園、今治市唐古台西3丁目、約0.14 ha、広場施設、便益施設、遊戯施設 児童、2,2,20、鳥生公園、今治市鳥生字中ノ町、約0.17ha、広場施設、便益施設、遊戯施設 児童、2,2,21、石井公園、今治市石井字古宮、約0.13ha、広場施設、便益施設、遊戯施設 児童、2,2,22、浅川西公園、今治市別宮字麦原、約0.26 ha、広場施設、便益施設、遊戯施設 児童、2,2,23、常盤公園、今治市北日吉町2丁目、約0.21 ha、広場施設、便益施設、遊戯施設 児童、2,2,23、常盤公園、今治市北日吉町2丁目、約0.21 ha、広場施設、便益施設、遊戯施設

#### 理由書

人口増加と都市化の進展、さらに社会的環境変化に対処し、公園緑地の量的拡大と適正な配置により、 良好な生活環境の整備及び保全をはかるため、都市計画公園の計画変更が急がれるので、「今治市緑のマス タープラン」をふまえて総合的な観点から都市公園計画の見直しをするものである。なお、旧都市計画法 にもとづいて計画決定された公園についても新都市計画法施行にともない、今回、公園番号の整理をしよ うとするものである。廃止、変更、追加の公園ごとの理由は次のとおりである。

### 1 廃止するもの

#### 第 19 号片原公園

片原公園は昭和37年港湾施設隣接地の道路にはさまれた0.33haの面積を計画決定したものであるが、渡海船の船着き場として周囲の交通量が増大し、さらに船舶のフェリー化による自動車交通の増大、車輛の大型化に伴い、混雑が著しく、駐車施設及び道路幅員確保の必要がある等、限られた港湾隣接地域における著しい環境変化に対応して130m北側の片原海岸公園として追加し、本件片原公園を廃止しようとするものである。

## 3 追加するもの

#### 第 2,2,17 号唐古台北公園

宅地政策の一環として昭和 47 年市企業局にて造成した唐古台住宅団地(1,200 戸)とその周辺は 市街化区域であり、住宅立地が急速に進んでおり、唐古台北地区の住民の福祉増進のため児童公園 の配置整備が望まれるので、唐古台北地区に児童公園の都市計画決定を行おうとするものである。

#### 第 2.2.18 号唐古台南公園

宅地政策の一環として昭和 47 年市企業局にて造成した唐古台住宅団地(1,200 戸)とその周辺は 市街化区域であり、住宅立地が急速に進んでおり、唐古台南地区住民の福祉増進のため児童公園の 配置整備が望まれるので、唐古台南地区に児童公園の都市計画決定を行おうとするものである。

#### 第 2,2,19 号唐古台西公園

宅地政策の一環として昭和 47 年市企業局にて造成した唐古台住宅団地(1,200 戸)とその周辺は 市街化区域であり、住宅立地が急速に進んでおり、唐古台西地区の住民の福祉増進のため児童公園 の配置整備が望まれるので、唐古台西地区に児童公園の都市計画決定を行おうとするものである。

#### 第 2,2,20 号鳥生公園

立花地区、国道 196 号線(今治立花線)と都市計画街路大坪通土橋線の中間部で、蒼社川右岸より約 350m の距離にある。この地区は昭和 45 年 D.I.D.地区となり、昭和 49 年 1 月新用途地域の指定の際住居地域に指定され、宅地化が急速に進んでおり、住民福祉のため児童公園の整備が急がれる地区であるため、都市計画決定を行ない整備をはかろうとするものである。

### 第 2,2,21 号石井公園

本公園は市街化区域内で、昭和 45 年 D.I.D.地区に近接しており、国鉄予讃線と国道 317 号線との中間部に位置している。この地区は住居地域でもあり、急速に宅地化が進展しているので、住民福祉増進のため児童公園の配置整備が望まれるので、都市計画決定を行おうとするものである。

#### 第2.2.22 号浅川西公園

本公園は今回廃止する第7号運動公園跡地へ児童公園を配置するものである。

### 第 2,2,23 号常盤公園

常盤公園は、都市計画道路宮脇片山線と今治日高線の中央部、中心市街地より 1km の距離にある 既成市街地で、新用途地域の指定の際第 2 種住居専用地域に指定された。近年過密化が急速に進ん でおり、住民福祉の増進に寄与するため児童公園の整備が切望されている地区であるため、都市公 園として都市計画決定を行ない早急に整備をしようとするものである。

## 第214 号議案 今治広域都市計画臨港地区の変更(愛媛県知事決定)

都市計画今治臨港地区を次のように変更する。

## 【名称、面積、備考】

今治臨港地区、約34.4ha、

- 1 分区の名称、商港区、18.5ha、工業港区、14.69ha、漁港区、1.3ha、
- 2 分区の規制内容を定めている条例名、今治港の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例(案)
- 3 規制内容の概略、上記条例(案)第3条のとおり

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

# 変更理由

今治臨港地区は、昭和 40 年 3 月 3 日指定され現在に至っているが、その後急増する港湾取扱貨物に対処するため、昭和 41 年 3 月 28 日今治港湾計画について港湾審議会の議を経て承認され、昭和 45 年 7 月 1 日港湾区域の拡張認可を受けたのち、同年 12 月より新たな港湾の建設に着手、昭和 53 年度完成をめざし鋭意工事中である。この間、昭和 42 年 3 月には市内製材業者集約のための木材団地が造成されたほか、昭和 47 年 7 月大型フェリーふ頭の造成、昭和 48 年 1 月都市再開発用地を造成、昭和 50 年 3 月には美保町船揚場の建設がなされるなど本港の形態は当初臨港地区の指定時からみると大きく変動しており利用実態に比して臨港地区の範囲が著しく不適当となっている。このため、この区域を港湾の実態に合致させ、今治港一帯の港湾地帯として効率的な管理運営とその機能の充実を図るため今回の申請に及んだものである。

## 第215号議案 菊間都市計画用途地域の決定(愛媛県知事決定)

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、 外壁の後退距離の限度、備考(構成比%、面積構成、その他)】

第 1 種住居専用地域、約 21.5ha、8/10 以下、5/10 以下、13.3%

第 2 種住居専用地域、約 14.0ha、20/10 以下、8.6%

住居地域、約 43.0ha、20/10 以下、26.6%

近隣商業地域、約 4.2ha、20/10 以下、2.6%

商業地域、約 2.3ha、30/10 以下、1.4%

準工業地域、約 27.0ha、20/10 以下、16.7%

工業地域、 約 0.7ha、20/10 以下、0.4%

工業専用地域、 約 49.3ha、20/10 以下、30.4%

合計 約 162.0ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 指定の理由

我が国の近年における高度経済成長により、産業構造の拡大、及び町民所得の向上と併せて、今日この 菊間町「オレンジと瓦の活気ある町」にも都市化現象が顕著に表面化し、このまま放置するとスプロール 化がますます進行し、将来の都市計画に支障を期するため、ここに当町においては、菊間町総合開発計画 をもとに自然との調和をはかりながら、有効な土地利用を考慮する中で用途地域を指定し、地域の性格を 明確にするとともに、健全な町づくりを目的として適正な制限のもとに健康で文化的な町づくりの育成を 図るものである。

## 第216 号議案 土居都市計画用途地域の決定 (愛媛県知事決定)

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、 外壁の後退距離の限度、備考(構成比%、面積構成、その他)】

第 1 種住居専用地域、約 13.0ha、8/10 以下、5/10 以下、12.0%

第 2 種住居専用地域、約 21.8ha、20/10 以下、20.2%

住居地域、約 67.8ha、20/10 以下、62.8%

近隣商業地域、約5.4ha、20/10以下、5.0%

合計 約 108.0ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

## 用途地域決定理由書

本町は、西は新居浜、東は伊予三島の両工業都市に囲まれた農村地域であるが、昭和38年に指定された東予新産業都市の一画にあり、恵まれた自然的条件、社会的条件は企業誘致を中心とした町の基本構想の実現とともに、急テンポで開発の方向にある。特に本町の場合は隣接両市に比して比較的地価も安く、国道11号線、主要地方道壬生川新居浜土居線を中心とした道路ネットワークの整備、将来は四国縦貫自動車道及びインターチエンジ建設などという条件の中で企業の立地が進み、近年都市化への進展は著しいものがある。このため、昭和49年12月6日土居町全域と地先水面を都市計画区域としての指定を受け、土居町振興計画に垂らした土居町の開発を推進しているが、今回さらに本町において都市化が進み、将来町の中心的役割を果たすべき地区である土居地区を中心とした約108~クタールを用途地域として定め、無秩序な開発行為の規制、各種公害の防止を図り、健康で安全、かつ快適な町づくりをはかろうとするものであり、将来本町全域に対してもこの効果波及を図ろうとするものである。

### 第217 号議案 南予レクリエーション都市計画道路の変更(愛媛県知事決定)

都市計画道路に一等大路第三類第2号国道近家線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、1,3,2、国道近家線、北宇和郡津島町大字高田字水口、北宇和郡津島町大字近家字クロハエ、 (北宇和郡津島町大字近家字汐浜)、約2,460m、地表式、28m

なお、起点附近の大字高田字三ツ頭地内に約3,400m2の交通広場を設ける。

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

北灘地区の南予レクリエーション都市施設の整備及びそれに伴う急激な土地利用の進展に対応して、施設中心地区と一般国道 56 号を連結することにより観光交通を処理しあわせて主要県道宇和島・下波・津島線の交通緩和を図るため計画決定するものである。

### 第218号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更(愛媛県知事決定)

都市計画公園中第4号南予レクリエーション都市公園を次のように変更する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、摘要】

一般公園、5,5,4、第 4 号南予レクリエーション都市公園、北宇和郡津島町大字近家字汐浜字梶ヶ内、 字梶ヶ内沖及び字絣ノ江の地内、約 29.2ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、 運動施設、教養施設、便益施設、管理施設、展望及び集会所

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

近時における屋外レクリエーション活動の需要にこたえるとともに地域開発の一環として、環境を保全し、調和のとれた都市公園として、昭和51年11月計画決定していたが、今回都市施設の骨格形成及び公園利用の拡大を図るため、新たに都市計画道路を計画決定するにともない、公園計画を一部変更するものである。

# 第219号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更 (愛媛県知事決定)

都市計画公園中第3号南予レクリエーション都市公園を次のように変更する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、摘要】

一般公園、5,8,3、第3号南予レクリエーション都市公園、南宇和郡御荘町平城・深泥及び城辺町久良・甲・蓮乗寺・深浦・鰹…越・及び古月の地内、約214.8ha、園路、広場、休養施設、修景施設、遊戯施設、花木園、運動施設、野鳥の里、教養施設、便益施設、管理施設、展望及び集会所

「区域は、計画図表示のとおり」

## 理由書

近時レクリエーション活動の増大により、屋外レクリエーションの広域化に対して、南 予の立地特性を活用、自然環境との調和を図り、レクリエーション都市公園施設を配置、開発整備を行う ことにより、新しい都市づくりを目的として地域開発に寄与するものとする。今回変更の 30.8 ha は、主 にロープウェイ進入園路、展望広場、野鳥の里、花木園及び散策路等の施設計画により調和のとれたレク リエーション都市を建設するため、追加するものである。

# 第 220 号議案 伊予三島都市計画下水道の変更 (伊予三島市決定)

都市計画伊予三島公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称:伊予三島公共下水道
- 2 排水区域

### 【面積、摘要】

伊予三島公共下水道、汚水約 521ha、寒川中部排水区 28ha、寒川排水区 32ha、中之庄排水区 150ha、 三島排水区 230ha、村松排水区 81ha

雨水約 521ha、長谷川排水区 61.3ha、大谷川排水区 51.8ha、井関川排水区 109.4ha、宮川排水区 125.3ha、海岸寺川排水区 88.8ha、赤之 井川排水区 36.8ha、堀子川排水区 47.6ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

公共下水道、

【名称、位置(起点、終点)、区域(管径又は幅員、延長)、摘要】

寒川中部汚水幹線、伊予三島市寒川町字中部、伊予三島市寒川町字中部、0.35m、約30m、寒川中部排水区寒川中部汚水圧送幹線、伊予三島市寒川町字中部、伊予三島市寒川町字中部、0.20m、約710m、寒川中部排水区寒川汚水幹線、伊予三島市寒川町字北部地先、伊予三島市寒川町字中部、0.35m、約450m、寒川排水区寒川汚水圧送幹線、伊予三島市具定町字具定、伊予三島市寒川町字北部地先、0.20m、約1100m、寒川排水区中之庄第1汚水幹線、伊予三島市中之庄町字中部地先、伊予三島市中央5丁目6、0.20m~0.90m、約2,290m、中之庄排水区

中之庄第 2 汚水幹線、伊予三島市金子 2 丁目 5、伊予三島市金子 2 丁目 7、0.25m、約 370m、中之庄排水区中之庄第 3 汚水幹線、伊予三島市中之庄町字中部、伊予三島市中之庄町字宮北、0.25m~0.3 0m、約 910m、中之庄排水区

中之庄第 4 汚水幹線、伊予三島市中之庄町字中部、伊予三島市具定町字具定、0.40m、約 220m、中之庄排水区三島第 1 汚水幹線、伊予三島市中央 1 丁目 12、伊予三島市中曽根町字秋則、0.2m~0.6m、約 1,730m、三島排水区三島第 2 汚水幹線、伊予三島市中央 1 丁目 12、伊予三島市中央 5 丁目 12、0.2m~0.35m、約 1,030m、三島排水区三島第 3 汚水幹線、伊予三島市宮川 4 丁目 5、伊予三島市中曽根町字幸、0.25m、約 260m、三島排水区三島第 4 汚水幹線、伊予三島市宮川 3 丁目 7、伊予三島市朝日町 1 丁目 9、0.4m、約 770m、三島排水区三島第 5 汚水幹線、伊予三島市金子 1 丁目 4、伊予三島市金子 1 丁目 1、0.8m、約 100m、三島排水区三島汚水圧送幹線、伊予三島市中央 1 丁目 1、伊予三島市中央 1 丁目 12、0.40m、約 750m、三島排水区村松汚水圧送幹線、伊予三島市村松町字浜、伊予三島市朝日町 2 丁目 1、0.25m~0.40m、約 1,680m、村松排水区村松汚水圧送幹線、伊予三島市朝日町 2 丁目 9、伊予三島市村松町字浜、0.20m、約 1,820m、村松排水区その他、0.2m~0.3m、約 80,000m、汚水枝線渠

長谷川第1雨水幹線、伊予三島市寒川町字中部、伊予三島市寒川町字中部、1.30m、約130m、長谷川排水区 長谷川第2雨水幹線、伊予三島市寒川町字中部、伊予三島市寒川町字中部、1.20m、約190m、長谷川排水区 長谷川第3雨水幹線、伊予三島市寒川町字北部、伊予三島市寒川町字中部、1.30m、約400m、長谷川排水区 大谷川第1雨水幹線、伊予三島市中之庄町字中部、伊予三島市中之庄町字中部、1.00m、約340m、大谷川排水区 大谷川第2雨水幹線、伊予三島市中之庄町字380番地、伊予三島市中之庄町字中部、1.40m、約710m、大谷川排水区 大谷川第3雨水幹線、伊予三島市中之庄町字中部、伊予三島市、1.10m、約440m、大谷川排水区 井関川第1雨水幹線、伊予三島市中曽根町字石床、伊予三島市中曽根町字石床、1.30m、約670m、井関川排水区 井関川第2雨水幹線、伊予三島市中央5丁目11、伊予三島市中央5丁目、1.10m、約80m、井関川排水区井関川第3雨水幹線、伊予三島市金子1丁目5、伊予三島市中之庄町字宮北、1.10m~0.80m、約470m、井関川排水区宮川第1雨水幹線、伊予三島市中曽根町字三谷、伊予三島市中曽根町字三谷、1.00m~1.10m、約240m、宮川排水区宮川第2雨水幹線、伊予三島市中央5丁目13、伊予三島市中央5丁目9、0.90m~1.40m、約490m、宮川排水区海岸寺川第1雨水幹線、伊予三島市宮川4丁目10、伊予三島市宮川4丁目8、1.00m~1.40m、約400m、

海岸寺川第2雨水幹線、伊予三島市朝日1丁目1、伊予三島市朝日1丁目4、1.10m、約190m、海岸寺川排水区 赤之井川雨水幹線、伊予三島市朝日2丁目11、伊予三島市朝日2丁目12、1.10m~1.50m、約300m、 赤之井川排水区

堀子川第 1 雨水幹線、伊予三島市村松町字浜、伊予三島市村松町字村松、1.20m~1.50m、約 680m、堀子川排水区

その他、0.5m~0.9m、約40,000m、雨水枝線渠 「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

海岸寺川排水区

4 ポンプ施設

公共下水道

# 【名称、位置、敷地面積、摘要】

寒川中部汚水中継ポンプ場、伊予三島市寒川町字中部、約310m²、揚水量0.061m³/秒(汚水) 寒川汚水中継ポンプ場、伊予三島市寒川町字北部地先、約340m²、揚水量0.080m³/秒(汚水) 三島汚水中継ポンプ場、伊予三島市中央1丁目12、約360m²、揚水量0.23m³/秒(汚水) 青木汚水中継ポンプ場、伊予三島市中央5丁目13、約290m²、揚水量0.002m³/秒(汚水) 村松ポンプ場、伊予三島市村松町字浜、約900m²、揚水量0.072m³/秒(汚水)、揚水量3.583m³/秒(雨水) 「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

公共下水道

### 【名称、位置、敷地面積、摘要】

伊予三島市終末処理場、伊予三島市中之庄町字中部地先、約25,000m²、標準活性汚泥法、処理水量0.627m³/秒「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

## 理由書

下記  $1\sim3$  項については、国道 11 号線道路埋設に伴い、道路管理者と道路占用について協議を行った結果、現在の交通が頻繁なことから、出来る限り国道敷をさける計画を検討するよう要望があり、一方富士紡績三島工場が閉鎖になり、敷地売却により中央部に市道築造の計画があるので、計画路線の検討の結果、次の  $1\sim3$  項の変更をしたい。

1 主要な管渠のルートの変更について

中央1丁目字陣屋1924の3地先より金子2丁目字金子2101-3までの間に、汚水圧送管、口径350m/mの埋設予定を中央1丁目字陣屋1924の3より富士紡績三島工場跡地を経て金子1丁目字金子2128の7までの間に、汚水圧送管、口径400m/mに変更する。

2 中継ポンプ場周辺の管渠ルート変更について

中央1丁目字陣屋 1889 の2より神之元橋を経て中央1丁目字中之丁番外532の59までの間に、汚水 圧送管及び汚水管、口径350m/mを埋設する予定を中央1丁目字陣屋1889の2より護岸敷を経て中央 1丁目字中之丁番外532の59までの間に、汚水圧送管、口径400m/m、汚水管350m/mに変更する。

- 3 三島汚水圧送幹線のルート変更に伴い、金子1丁目字金子2128の7より金子1丁目字金子2121の3 までの間約100m、口径800m/mを三島第5汚水幹線に変更する。
- 4 終末処理場用地埋立地内流入管渠のルートの変更について

中之庄第 1 汚水幹線のうち中之庄町字頭王 364 より具定町字倉の内 55 の 1 までの間の汚水管口径 800m/m、延長 706m の予定埋設を、中之庄造成地内の道路建設予定地に一部変更し、造成地の護岸敷の埋設管路を護岸敷法線より 30m 内外に埋設したい。この結果、汚水管の延長は約 90m 増設になるが、中之庄海岸パラペット全面捨石の取り除き、埋立地背後の雨水排水との交差等の困難な工法が解消される。また造成地内の同管の埋設により、将来同道路の両側に住宅団地、運動公園及び市場の建設の予定があるので、同地区の汚水排水処理も施工が容易となる。護岸敷の管渠埋設については、特に工法的に困難であるので、造成地の張付け施設等も検討の結果上記の通り変更したい。

5 流入管径変更について

当市西部地区の開発計画の具体化に伴い、東部幹線と西部幹線との合流入管のみ「口径 800m/m を口径 900m/m」に増大し、今後の都市開発に対応するため変更するものである。

6 終末処理場の名称の変更について 伊予三島終末処理場を伊予三島市終末処理場に名称を変更する。

会議録(幹事説明及び質疑:一部抜粋)

第 215 号議案

委員:工業専用地域の決定について、公聴会公述人及び関係者等の意見に関する対処はできているか。

幹事:太陽石油所有の土地に関しては太陽石油自身が工専に入れてほしいということで、工専に入れることにした。旧国道の部分を工専に入れてほしいという意見については、町の方から公述人に入れることが出来ないという県の意思を伝え納得してもらっている。

委員: 菊間の停車場構内を用途地域から除外し、白地地域にしてもらいたい。

幹事:駅の構内ということで度外視する考えはない。停車場であっても周囲の土地利用にマッチした用途 地域の指定になじんでもらいたい。

委員:駅の構内を住居地域に指定しても意味がないし、建築基準の制限がかかってくるので、徳島県でも 問題になり、構内用地については度外視していただいた例がある。

幹事:菊間の駅だけでなく、全体の駅ということで国とも相談し、各県の状況も聞いてみたい。

議長:本省とも連絡を取り、お互い連絡し合って調整してください。

委員:工業専用地域に隣接する部分の将来構想はどうなっているか。

幹事:遮断緑地として保存すべきと考えている。

### 第217号議案、第218号議案

委員: 今までの道路はどこに計画していたのか。

幹事:今まで計画決定はなかった。既設の県道はあるが、5.5mから6mの狭い道路のため街路としての計画を追加している。

委員:道路は公園を作る時点で決定すべきではないか。

幹事:これについての現在までのいきさつとして、公園の計画決定当時、ルートの候補が3案あり、地元で協議が続けられ、このたびこの案に話がまとまったので提案したのです。

委員:南レクの将来を考えると現在の県道では無理であると思われるので反対はしない。ただ事務局の説明はそれぞれの段階でつじつまが合うが、決定する時点であらかじめこういう問題があるということを知らせておいてほしい。

委員:陸運局として要望する。現在この道路を宇和島バスが走っているが、工事に当たってはバス会社と 意見調整をして下さい。

### 第 219 号議案

委員:ロープウェイはどこへ建設する予定か。

幹事:建設予定地を図示し、用地買収交渉を現在進めていること、ロープウェイの全長は1500mであることを説明。

委員:ロープウェイをつける理由は何か。

幹事:国道から展望広場へ行く計画を当初から立てていたが、展望台をどこへもってゆくか決定していなく、今度現在の所へ展望台が決定したので、ここを展望広場として造成し、ロープウェイをつけることになった。工事は今年の秋ごろ着工し、来年4月頃完成の予定にしたい。

委員:どれほどの人を運ぶ予定か。

幹事: 夏場を中心にし、年間 30 万人位の人を運ぶ予定。現在 70 万人位がここを通過、それから計算して、 完成すれば 30 万人位は山の上に登ってもらえると考えている。

委員:南レクの計画は当初からずいぶん変更されてきているが、現在どのような計画になっているのか、 県民にもわかりやすいように改めて計画変更しなおすことを希望する。

委員: 県ともじゅうぶん打ち合わせをしたうえ、慎重に行ってゆきたい。